



## 技術協力プロジェクト

2011年04月12日現在

在外事務所 : アルゼンチン事務所

## 案件概要表

案件名 (和) 地方貧困地域における住民組織化プロジェクト  
(英) Organizing for the poverty in local area

対象国名 アルゼンチン

分野課題1 ガバナンス-民主制度  
分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発  
分野課題3 貧困削減-貧困削減  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 その他(地域住民組織強化)

署名日(実施合意) 2006年12月20日

協力期間 2006年12月20日 ~ 2009年12月19日

相手国機関名 (和)

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

## プロジェクト概要

**背景** 本プロジェクトの対象地域は亜国の北西部に位置し、国内でも最も貧困率の高い州(貧困率48.9%、極貧率17.2%)の一つである。対象地域の住民は、主に1ヘクタール以下の土地を所有する小規模農民たちである。世銀の支援を受け、1994年より亜国の農牧省は、生産性と収入の向上を目的とした資金面および技術面の支援「PSA(農村開発プログラム)」を実施している。この他、INTA(国立農牧技術院)から種子などの提供も受けている。また、社会開発省の『Manos a la Obra』プログラムの支援を受け、現在、共同出荷場を建設しているところもある。この様に、亜国政府の支援により幾つかのプロジェクトを実施しているにもかかわらず、依然として農民の生活は困窮状態にある。その理由としては、まず、これら各プロジェクトから提供される資金や物資の絶対量が不足していることが挙げられるが、それ以上に、亜国共通の問題として、政府がこれまで実施してきたプロジェクトの多くが資源提供型で、提供された資源を運用・管理する側の住民の組織化が十分に成されて来なかったことが挙げられる。それ故に、亜国におけるプロジェクトの多くは、それが終了と共に活動が停止するか、また、新たな支援先を探すといったことの繰り返しが行われてきた。よって、当プロジェクトでは、実施機関の計画・立案、実施能力の強化を通して、提供された資源・サービスを地域住民自らが自立(律)的かつ持続的に維持・管理してゆける様な住民自治組織の形成を主な目的とする。

**上位目標** 参加型地域社会開発を取り入れた地域生産活動の計画と実施を通して、La Bandaのコミュニティの住民の収入が向上する。

**プロジェクト目標** 参加型地域社会開発の手法を活用することにより、地域開発プロジェクトの計画とその実施能力が向上する。

**成果**

1. 技術者の能力向上: 実施機関であるPSAの技術者が参加型地域社会開発(PLSD)の理論を習得し、プロジェクト実施能力・職務意識が向上し、住民活動への積極的・継続的支援と参加が実現する。
2. 対象住民の意識化ならびに組織化: 上記の技術者が習得した参加型手法(PA)により、意識化・組織化のプロセスを通して、技術者と対象地域住民の双方が、経験的に自立(律)的かつ継続的なプロジェクトの運営・管理に必要な能力(知識・技術・態度)を獲得する。
3. 対外的な協力枠組みの構築: 対象地域住民と実施機関のみならず、その他の関連機関(州政府、NGO、大学など)による協議・共同の枠組みが形成され、それがプロジェクトの意志決定やモニタリング、評価を含む管理・運営に機能的な役割を果たす。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動            | <p>1-1. 他の地域で同様のプロジェクトを実施しているところの経験から学ぶ。</p> <p>1-2. 実施機関であるPSAの技術者に対して、参加型地域社会開発(PLSD)の理論的な研修を実施する。</p> <p>1-3. 実施機関の技術者がプロジェクト活動を通して、経験的/実践的に参加型地域社会開発(PLSD)の理論・概念とその手法を習得する。</p> <p>1-4. 対象住民と実施機関の相互協議に基づいて、生計向上や生活改善のための具体的な新規プロジェクトを計画・立案し、実施する。</p> <p>2-1. 実施機関であるPSAの技術者が住民参加に基づく地域基礎調査を実施し、技術者と地域住民が共に地域社会の固有性ならびに住民の開発における潜在能力を把握する。</p> <p>2-2. 意識化: 対象地域住民がプロジェクトに直接参加する経験を通して、自助・自立の規範を内在化が行われる。2-3. 組織化: 対象地域住民がプロジェクトに直接参加する経験を通して、地域住民の組織が形成され、強化される。</p> <p>3-1. ネットワーク: 対象住民の代表、実施機関の技術者、外部支援機関による協議・共同の仕組みを構築し、新規プロジェクトの進捗状況のモニター、評価を共同で実施する。</p> |
| 投入            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 日本側投入         | <p>1. パイロット・プロジェクト経費: (1,000万円)</p> <p>2. 現地研修開催費: (200万円)</p> <p>3. 現地業務費: (モニターリング・評価経費、技術者の人件費、通信・広報、報告書作成費など)</p> <p>4. 機材供与: (必要に応じて)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 相手国側投入        | <p>1. 人材: PSAサンチャゴ・テル・エステーロ州の技術者たち(農業技術指導者、住民組織化および販売促進の担当者)</p> <p>2. 施設: PSAサンチャゴ・テル・エステーロ州事務所会議室の提供</p> <p>3. 資金: 社会開発省の「Manos a la obra」による融資約US \$ 10,000</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 外部条件          | <p>1. 実施機関の政策に変更がない。</p> <p>2. プロジェクトに悪影響を及ぼすような社会・経済状況の変化が起こらない。</p> <p>3. 参加型地域社会開発の研修を受けた者が活動から離脱しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 実施体制          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (1)現地実施体制     | 社会開発省、農牧庁、PSA-PROINDER (農村開発プログラム) Santiago del Estero、U.P.P.F.Union de Pequeños Productores Frutihortícolas(小規模農業生産者組合)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (2)国内支援体制     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 関連する援助活動      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (1)我が国の援助活動   | (1)本邦集団研修: ①「参加型地域社会開発の理論と実践」、②「参加型地域社会開発のプロジェクト計画・管理Ⅱ」、③「地方自治体研修(参加型地域社会開発)」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (2)他ドナー等の援助活動 | 世界銀行: “Manos a la obraプログラム”に対する機材コンポーネント支援<br>世界銀行: PSA“農村開発プログラム”                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |



## 技術協力プロジェクト

2011年06月22日現在

在外事務所 : アルゼンチン事務所

## 案件概要表

|           |                                                                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和)草の根からの市民社会強化プロジェクト・フェーズ2(小規模金融運営能力強化)<br>(英)Project for capacity building grass-root organisations to strengthen civil society<br>Phase 2 |
| 対象国名      | アルゼンチン                                                                                                                                       |
| 分野課題1     | ガバナンス-民主制度                                                                                                                                   |
| 分野課題2     | 貧困削減-貧困削減                                                                                                                                    |
| 分野課題3     |                                                                                                                                              |
| 分野分類      | 計画・行政-行政-行政一般                                                                                                                                |
| プログラム名    | その他(地域住民組織強化)                                                                                                                                |
| 署名日(実施合意) | 2005年09月02日                                                                                                                                  |
| 協力期間      | 2005年09月02日 ~ 2008年08月31日                                                                                                                    |
| 相手国機関名    | (和)                                                                                                                                          |
| 相手国機関名    | (英)                                                                                                                                          |

## 日本側協力機関名

## プロジェクト概要

**背景**

1998年以降の急激な景気の悪化とその長期化により、アルゼンチンでは貧困層が急増している。2004年下半期の国勢調査によると貧困人口、極貧人口はそれぞれ全人口の40.2%、15.0%である。このような状況の中、NGOを中心とする市民社会組織が様々な活動により経済危機の打撃を受けた貧困層の生活向上に努めている。

中でもマイクロファイナンスは、雇用機会を創出するだけでなく、そのシステムの性質上返済率が高く、ソーシャルキャピタルが育成されることにより地域共同体が強化され、また利用者は返済責任を果たすことで自尊心と自信を回復するなど、社会開発に効果的であるという事例が報告されている。

ラテンアメリカの他の国では、80年代からマイクロファイナンスが発展し始めたものの、アルゼンチンにおいては貧困緩和のためにマイクロファイナンスが導入されはじめたのはここ数年のこと、その歴史は極めて浅く、同分野で活動している市民組織の知識は必ずしも十分とはいえない。貧困削減及びコミュニティの発展の手段としてマイクロファイナンスを強化するためにはこれら市民組織の能力開発が必要である。

深刻な貧困問題を抱える政府にとって貧困層を支援する市民社会組織の活動は重要になっており、2004年、2005年には市民組織のキャパシティビルディングを目的とした「市民社会強化プロジェクトフェーズⅠ」として、NGO・地方自治体を対象にPCM計画立案及びモニタリング・評価手法の研修を実施した。「フェーズⅡ」では、貧困緩和へのその効果からマイクロファイナンスに焦点を絞り、現在マイクロファイナンスを実施している市民組織を対象に能力強化を行う。隣国パラグアイでも同様のニーズがありパ国企画庁から協力要請があったため、アルゼンチンとの共同研修を実施する。

**上位目標** NGO、市民組織の能力向上を通じて、貧困層による地域のリソースを活用した小規模事業が起業・振興され、貧困層の生活が向上する。

**プロジェクト目標** NGO、市民組織の小規模金融運営能力が向上する。

**成果** (1)研修に参加したNGO、市民組織に小規模金融運営に必要な知識・技術が移転される。  
(2)パイロットNGO3団体の小規模金融運営能力が向上し、その経験が他のNGO、市民組織に共有される。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | (3)持続可能なマイクロファイナンス実施を目指したマイクロファイナンス関連組織間のネットワークが強化される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 活動            | <p>(1)小規模金融運営に関する研修の実施</p> <p>①アルゼンチン及びパラグアイにおいてマイクロクレジットを行っているNGO、市民組織に対し、計画・戦略 策定法、ファンドレイジング、市場調査法、顧客への技術指導法、貸付審査・監査・評価法、事務管理ノウハウ等、小規模金融運営に関する研修を実施する。</p> <p>②研修参加者を対象に小規模金融運営能力評価テストを行い、習得度を把握する。</p> <p>(2)パイロットプロジェクトの実施</p> <p>①パイロットNGOの選定基準を定め、研修参加NGOの中から3団体を選定する。</p> <p>②選定したパイロットNGOの能力評価、活動地域の住民のニーズの把握及び市場調査を行う。</p> <p>③パイロットNGOへの技術支援プランを策定する。</p> <p>④パイロットNGOに対し、研修での習得技術を現場に適用するための技術的支援とフォローアップを行う。</p> <p>⑤パイロットNGOの活動のモニタリング・評価を行う。</p> <p>⑥パイロットプロジェクトの結果を評価する。</p> <p>⑦パイロットプロジェクトの成果を発表する。</p> <p>(3)マイクロファイナンス関連機関ネットワークの強化</p> <p>①研修を通して参加NGO、市民組織間の情報交換、知識共有を促進する。</p> <p>②ネットワークの人材リソースを強化するため、マイクロファイナンスのプロモーター養成講座を開催する。</p> <p>③マイクロファイナンスを促進する融資機関、国際民間団体、政府機関とマイクロファイナンス実施機関との連携を促進する。</p> |
| 投入            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 日本側投入         | <p>(1)研修指導のための第三国コンサルタント派遣</p> <p>(2)研修予算支援</p> <p>(3)パイロットプロジェクト実施にかかる費用</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 相手国側投入        | <p>(1)カウンターパートの配置</p> <p>(2)研修会場の提供</p> <p>(3)その他、JICA側で提供しないプロジェクト実施に関するすべてのコスト負担 等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 外部条件          | 社会開発省の地域組織の強化と社会活動の支援という基本政策に変更がない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 実施体制          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (1)現地実施体制     | <p>現地実施体制</p> <p>先方実施機関:社会開発省 FONCAP、亜国コンサルタント</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (2)国内支援体制     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 関連する援助活動      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (1)我が国の援助活動   | <p>NGOを対象とした案件は下記の通り</p> <p>「草の根からの市民社会強化プロジェクト」フェーズⅠ-(NGOを対象にしたPCM研修の開催)</p> <p>同プロジェクト-NGO活用パイロットプロジェクト「コリエンテス州ゴジャ市におけるプライマリーヘルスケア充実を通じた保健医療改善プロジェクト」</p> <p>「トバ族共同体生産開発計画」</p> <p>「園芸開発計画」におけるNGO支援(地域共同農園計画支援)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <p>FONCAPを通じたマイクロファイナンス強化のための資金・技術援助:UNPD、スペイン国際協力機構、フォード財団、ETIMOS(イタリア)、BID-FOMIN。</p> <p>IMFsまたはNGOへの資金・技術援助:Grameen Bank、Planet Finance(NGO)など。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



## 技術協力プロジェクト

2011年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

|           |                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) CDM植林推進のための技術強化プロジェクト<br>(英) Project of Enhancement for Application of Afforestation and Reforestation of CDM |
| 対象国名      | アルゼンチン                                                                                                            |
| 分野課題1     | 自然環境保全-持続的森林管理                                                                                                    |
| 分野課題2     |                                                                                                                   |
| 分野課題3     |                                                                                                                   |
| 分野分類      | 農林水産-林業-林業・森林保全                                                                                                   |
| プログラム名    | その他(地球温暖化・オゾン層破壊防止プログラム)                                                                                          |
| プロジェクトサイト | ブエノスアイレス市内及びパタゴニア地区                                                                                               |
| 署名日(実施合意) | 2007年07月25日                                                                                                       |
| 協力期間      | 2007年9月16日 ~ 2009年9月15日                                                                                           |
| 相手国機関名    | (和) 保健・環境省、環境・持続的開発庁気候変動室                                                                                         |
| 相手国機関名    | (英) Ministry of Public Health and Environment, Secretariat of Environment and Sustainable Development             |

## プロジェクト概要

## 背景

アルゼンチン国(以下、ア国)は1994年に気候変動枠組み条約、2001年には京都議定書を批准した。また、1998年に環境・持続的開発庁内にCDM事務局(気候変動室(以下、UCC))を設置し、2002年に同庁を指定国家機関(以下、DNA)に指定した。さらに、2004年には気候変動枠組み条約に係る締約国会議10を開催する等、気候変動に積極的に取り組んでいる。

ア国の国土は約2億7800万haであり、そのうち約3319万haが原生林で、約127万haが植林されている。しかし、森林に適していながら現在植林されていない国土面積は約2000万haに達すると言われており、ア国でのCDM植林のポテンシャルは非常に高いと言える。

近年、UCC及び国立農牧技術研究所(以下、INTA)は、独自の予算で森林の基礎データの収集を実施すると共に、CDM植林の理解促進のために域内の専門家を招聘して、共同のセミナーをブエノスアイレス市内及び地方で開催するなど、行政、研究者、民間などの関心を高める積極的な活動を推進している。しかし、ア国政府はCDM植林プロジェクトの形成、審査、モニタリングに必要な技術的知識(ベースライン、拡大係数、成長率、土壌中の炭素含有量等の算出方法など)がDNA及び関係機関などに十分蓄積されていないことから、その強化のために我が国へCDM植林プロジェクトに関する技術指導の要請をよこした。

上記要請に伴い、JICAは2004年10月に「南米南部諸国吸収源CDM基礎調査」を実施したが、CDM植林に関する具体的な方針がない事、DNA、INTA等の関係機関の連携が十分に図られていない事などが明らかとなったため、2004年度要請案件を不採択とした。

その後2005年9月に環境・持続的開発庁から日本に対し、再度技術協力要請が提出され、基礎調査時の問題が改善されている事が確認されたため、本案件が実施されることとなった。

上位目標 アルゼンチン国のCDM植林における取組みが促進される。

プロジェクト目標 CDM植林関係機関のCDM植林プロジェクト形成の支援能力が強化される。

成果 (1)関係機関のCDM植林に関する連携案と活動方針が明らかになる。  
(2)CDM植林プロジェクトサイクル(\*1)においてCDM植林プロジェクト形成に貢献できる人材が政府機関に限らず養成される。

- (3)CDM植林のPDD作成のためのデータ・情報が生成され、助言が提供される。  
 (4)CDM植林についての情報が蓄積され、設計者及び提案者(土地所有者、林業コンサルタント、CDMコンサルタント)に提供される。  
 (5)近隣諸国(チリ・ウルグアイ等)のCDM植林関係者との連携・協力が強化される。

(※1)CDM植林プロジェクトサイクル:CDM植林プロジェクト形成、登録、実施に係る一連のプロセスのこと。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動            | <p>(1-1)関係機関がCDM植林促進のための活動方針を検討し、共有する。<br/>         (1-2)CDM植林促進のために関係機関の連携体制を確立する。<br/>         (2-1)CDM植林関係機関を対象に、CDM植林プロジェクトサイクルの理解を促進するためのワークショップを開催する。<br/>         (2-2)CDM植林設計者及び提案者(土地所有者、林業コンサルタント、CDMコンサルタント)を対象に、FIP、PIN、PDDに基づくCDM植林プロジェクト形成の理解を促進するためのセミナーまたはトレーニングコースを開催する。<br/>         (3-1)ベースライン及び追加性について、INTA及び環境・持続的開発庁 気候変動室(以下、UCC)を含む関係者に実践的な理解を促進する。<br/>         (3-2)CDM理事会により採択された方法論をアルゼンチンにおけるCDM植林プロジェクトに適用可能かどうか検討し、必要に応じて改良・改善を提案する。<br/>         (3-3)PDD作成のために必要なデータを特定した後、INTAとして収集すべきデータの優先順位をつけて、調査を実施する。<br/>         (3-4)PINをPDDに発展させるためのガイドブックを作成する。<br/>         (4-1)CDM植林に関する最新の情報を把握し、整理する。<br/>         (4-2)CDM植林に関する最新の情報及びプロジェクト成果によりUCCのウェブページをアップデートする。<br/>         (5-1)CDM植林プロジェクト形成及び実施に係る活動及び経験について、近隣諸国のCDM植林関係機関と情報を交換する。</p> |
| 投入            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 日本側投入         | <p>・プロジェクトに必要な専門家を投入予定<br/>         ①チーフアドバイザー/CDM植林推進、②CDM植林PDD、方法論作成、③森林管理、④GIS、リモートセンシング、⑤林地残材調査、⑥業務調整<br/>         &lt;機材&gt;<br/>         ・プロジェクトに関する必要最低限の下記機材を投入予定。<br/>         ①車両×2台、②PC×数台、③コピー機×1台、④プロジェクター×1台、⑤GPS×1台(※)、⑥リモートセンシングソフト×1個(※)、⑦ノートパソコン×1台(※)、⑧電子樹高計×1台(※)<br/>         (※)プロジェクト開始後、その必要性について適宜確認する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 相手国側投入        | <p>執務スペース、電気、水、ガス等の経費など<br/>         専門家の活動及びプロジェクト実施に必要な資機材及び施設<br/>         カウンターパート経費<br/>         プロジェクト運営経費</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 外部条件          | <p>・CDM植林に関する国家戦略が変わらないこと<br/>         ・気候変動枠組み条約に係る第2約束期間以降も、同様または似たCDM植林のルールが適用されること<br/>         ・カウンターパートがそれぞれの機関で働き続けること<br/>         ・住民のCDMに関する関心が低くならないこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 実施体制          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (1)現地実施体制     | <p>1. 現地実施体制<br/>         ・プロジェクトダイレクター:UCC 局長<br/>         ・プロジェクトサブダイレクター:INTA 全国森林領域プログラムコーディネーター<br/>         ・プロジェクトマネージャー:UCC 上級森林研究員<br/>         ・テクニカルカウンターパート:各関係機関(UCC、INTA、アンデス・パタゴニア森林研究・普及センター(以下、CIEFAP))より数名<br/>         2. 合同調整委員会<br/>         ・議長:環境・持続的開発庁 気候変動室 局長(プロジェクトダイレクター)<br/>         ・アルゼンチン側:各関係機関代表(UCC、INTA、CIEFAP、農牧水産食糧庁、外務省)<br/>         ・日本側:プロジェクト専門家、JICAアルゼンチン事務所、在アルゼンチン日本大使館(オブザーバー)<br/>         林野庁<br/>         国内支援委員会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (2)国内支援体制     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 関連する援助活動      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (1)我が国の援助活動   | <p>1. 類似分野及び森林・自然環境保全分野におけるJICAの協力<br/>         CDM基盤整備プロジェクト(2006年5月～2007年5月)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <p>北西部地方サンチャゴ・デル・エステロ州において現地NGOがイタリア国環境省の支援を得て、郷土樹種アルカロボを用いたCDM植林(約3000ha)を、若年層の雇用確保等のために実施中。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



技術協力プロジェクト

2011年04月12日現在

在外事務所 : アルゼンチン事務所

案件概要表

|           |                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) 先住民を通じた森林資源持続的利用プロジェクト<br>(英) Sustainable Use of Forest Resources in the West of the Province of Formosa |
| 対象国名      | アルゼンチン                                                                                                       |
| 分野課題1     | 自然環境保全-持続的森林管理                                                                                               |
| 分野課題2     | ジェンダーと開発-ジェンダーと開発                                                                                            |
| 分野課題3     | 貧困削減-貧困削減                                                                                                    |
| 分野分類      | 農林水産-林業-林業・森林保全                                                                                              |
| プログラム名    | その他(自然資源保護)                                                                                                  |
| プロジェクトサイト | フォルモサ州西部(マタコス郡およびベルメホ郡)                                                                                      |
| 署名日(実施合意) | 2006年08月01日                                                                                                  |
| 協力期間      | 2006年12月01日 ~ 2010年03月31日                                                                                    |
| 相手国機関名    | (和) 厚生・環境省 環境・持続的開発庁                                                                                         |
| 相手国機関名    | (英)                                                                                                          |

日本側協力機関名

プロジェクト概要

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 背景       | <p>当国環境・持続的開発庁は、2004年3月、環境アジェンダ方針ペーパー(2004-2007)を発表し、経済成長と環境保全の両立を軸に据え、国内の環境問題のひとつとして砂漠化の進行・森林生態系の破壊をあげている。当国北部からボリビアやパラグアイにまで至るグランチャコ地域(亜熱帯・低湿地帯)でも森林資源の破壊が進んでおり(開発調査『チャコ地域森林資源調査』)、ことに近年では大豆生産のための伐採が急速に進んでいる。</p> <p>同地域は、ア国における少数民族(総人口の2~5%〔推定値〕に相当)の先住民が集中している地域のひとつであり、貧困人口が多いという特徴がある。北東部の貧困率は64.5%、絶対貧困率は33.9%(2003年)であり、BHNを満たさない人口はフォルモサ州マタコス郡で58.3%、ベルメホ郡で73.5%(1991年)である。</p> <p>同州インヘニエロ・フアレス市では、2002年12月より、先住民トバ族共同体『Comlec』(約500人、4,000ヘクタール)を対象に、『トバ族共同体生産開発計画』を実施し、小規模インフラの整備、現地コンサルタント、技術者による生産活動と森林管理と持続的利用に係る研修を実施した。森林破壊の被害を最も直接的に受けているトバ族が、森林資源をより効率的・効果的に利用する技術を会得し、『Comlec』の生活に大きなインパクトを与えていることから、その成果を他の共同体へ幅広く普及することを目的とした本案件が要請された。</p> |
| 上位目標     | フォルモサ州西部の森林資源が先住民など小規模農林業者によって持続的に利用され、環境破壊と貧困の悪循環が改善される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| プロジェクト目標 | フォルモサ州西部の先住民など小規模農林業者が、森林資源の持続的利用のための技術を会得する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 成果       | <ol style="list-style-type: none"><li>1. プロジェクト対象地域の各共同体のニーズが抽出され、ファシリテーターが選出される。</li><li>2. 1に基づき、ファシリテーターに対する研修計画が策定される。</li><li>3. 各共同体のファシリテーターが以下の生産活動を習得する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 放牧林、(2) アグロフォレストリー、(3) 原生林持続的利用、造林緑化</li></ol></li><li>4. 各共同体の農林業者が上記生産活動を習得する。</li><li>5. 地域実施機関の技術者・研究者がチャコ地域森林の持続的利用に係る調査を実施する。</li><li>6. 上記調査の成果が研修に反映される。</li></ol>                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動            | 1. プロジェクト対象地域の各共同体が参加するワークショップを開催する。<br>(1)各共同体のニーズの抽出を行う。<br>(2)各共同体のファシリテーター候補を選定する。<br>2. 上記ワークショップの結果を踏まえ、研修計画を策定する。<br>3・各共同体のファシリテーターを対象に以下の生産活動についての研修を行う。<br>(1)放牧林、(2)アグロフォレストリー、(3)原生林持続的利用、造林緑化<br>4. 各共同体のファシリテーターが農林業者にセミナーを実施し、上記生産活動を普及する。<br>5. 以下の項目について調査するための技術を移転する。<br>(1)森林・水資源の現状調査<br>(2)既存データの活用・管理<br>6. 上記調査の成果を研修内容にフィードバックする。 |
| 投入            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 日本側投入         | 1. 短期専門家(地域の森林資源管理のためのGIS)<br>2. 機材供与<br>3. 現地活動費(傭人〔技術者5名〕、研修セミナー、インフラ整備、事務所維持費、自動車維持・燃料費、評価モニタリング)<br>4. 現地活動費(事務所モニタリングおよび会計士傭上)                                                                                                                                                                                                                        |
| 相手国側投入        | 1. カウンターパート指名<br>2. 人件費<br>3. 作業スペース<br>4. 光熱費<br>5. トラクター                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 外部条件          | チャコ地域森林の大規模な破壊が行われない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 実施体制          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (1)現地実施体制     | プロジェクト責任者:中央政府環境庁代表<br>プロジェクト実施責任者:フォルモサ森林協会会長<br>プロジェクトコーディネーター:フォルモサ森林協会幹部<br>カウンターパート:フォルモサ森林協会スタッフおよびプロジェクト対象地域住民代表                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2)国内支援体制     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 関連する援助活動      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (1)我が国の援助活動   | 1. 開発調査『チャコ地域森林資源調査』<br>2. 技術協力プロジェクト『トバ族共同体生産開発計画』                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (2)他ドナー等の援助活動 | 特になし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



## 技術協力プロジェクト

2011年04月21日現在

在外事務所 : アルゼンチン事務所

## 案件概要表

|           |                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) イグアス地域『緑の回廊』保全人材育成プロジェクト<br>(英) Project of Conservation in the Green Corridor at the Iguazu Region |
| 対象国名      | アルゼンチン                                                                                                 |
| 分野課題1     | 自然環境保全-生物多様性保全                                                                                         |
| 分野課題2     |                                                                                                        |
| 分野課題3     |                                                                                                        |
| 分野分類      | 計画・行政-行政-環境問題                                                                                          |
| プログラム名    | その他(自然資源保護)                                                                                            |
| プロジェクトサイト | ミシオネス州                                                                                                 |
| 署名日(実施合意) | 2008年03月04日                                                                                            |
| 協力期間      | 2008年03月05日 ~ 2011年03月04日                                                                              |
| 相手国機関名    | (和) ミシオネス州生態再生可能資源観光省                                                                                  |
| 相手国機関名    | (英) Ministerio de Ecologia, RNR y Turismo, Provincia de Misiones                                       |

## 日本側協力機関名

## プロジェクト概要

## 背景

アルゼンチンは生物多様性に富んでおり、「生物多様性条約」を批准するなど、その保全に積極的な取り組みを行っている国である。中央政府及び州政府は、現在国土の約6.8%に相当する「保護区」を設定しており、当国のミシオネス州として、2015年には国土の15%を保護区として設定する予定である。

ミシオネス州は北半分(州面積の37%)を中心に、亜熱帯湿潤林(パラナ密林)が広く分布しており、構成する植物及び生息する動物の多様性が高い特徴がある。本生態系は、WWFの「Global200」で、南米において最も危機に瀕している生態系の一つと指摘されている。

ミシオネス州には、パラナ密林が北部を中心に10,280km<sup>2</sup>分布しており、州面積の37%を占めている。州政府は、1999年11月に法律第3631号の公布により「緑の回廊」を設定し、パラナ密林の保護及び持続的発展を定めた。

我が国は本緑の回廊の一部であるイグアス地域の「自然環境・生物多様性」と「地域住民との連携・強調による生活水準の向上」の両立のため国、州及び自治体の職員の自然環境管理能力の向上を目標としたプロジェクトを2004年から3年間実施した。その影響により、州政府は2004年10月時点で州立保護区数が17箇所存在していたのを現時点では22箇所に増加し、2006年には州内に60名しか存在しないレンジャー数を倍の120名まで増員した。しかし、これまで同州は生物多様性が豊富であると言われているが、情報の収集、整備、保全、管理及び持続的利用についてこれまでは十分な知識及び関心もなかったため、各種の保全に係る政策も取れない状況であることから、州政府から日本に対し、技術協力要請が提出され、本案件が採択されるに至った。

これを受け、JICAは案件の実施妥当性、協力内容の明確化を行なうために2007年11月中旬より2週間にかけて事前調査団を派遣した。本件はミシオネス州以外にパラナ密林が分布しているブラジル南部及びパラグアイ東部地域に位置する保護区の従事者に対する活動も計画されていることから、アルゼンチンが積極的に取り組んでいる広域協力に大変貢献することを期待でき、かつ約1年前から同地域に協力を実施しているスペイン国の技術協力及び他国との援助強調が図れることも考えられる。

上位目標 内陸大西洋岸森林の生物多様性に関する管理能力が強化される。

ミシオネス州の生物多様性に関する情報管理について、生態再生可能天然資源観光省の体

## プロジェクト目標

制が強化される。

## 成果

1. 生物多様性に関するデータの生産、収集、整理の能力が改善される。
2. 生物多様性に関する情報へのアクセスのための能力が改善される。
3. 環境教育に関する能力が改善される。

## 活動

- 1-1 データベースのためのソフトウェアを適正化する。
- 1-2 情報の伝達と集中化の方法を確立する。
- 1-3 データベースを作成する。
- 1-4 公立・私立の科学・教育機関との間で、協力体制を確立する。
- 1-5 情報の生産、収集、整理のための研修を行う。
- 1-6 研修プログラムを評価、モニタリングする。
- 2-1 情報にアクセスできる戦略的なポイント(生態省地方事務所)を決定する。
- 2-2 情報の普及のための適切な方法についてコンセンサスを図る。
- 2-3 戦略的なポイント及び自然保護区にコミュニケーションシステムを設置する。
- 2-4 データベース利用の研修を行う(アクセス方法)。
- 2-5 研修プログラムを評価、モニタリングする。
- 3-1 生物多様性情報をベースに、環境教育プログラムを見直し適正化する。
- 3-2 環境教育活動の研修を行う。
- 3-3 プエルト・ペニンスラ州立公園をパイロットサイトとして、環境教育プログラムを実施する。
- 3-4 環境教育プログラムを評価、モニタリングする。

## 投入

### 日本側投入

- ・短期専門家
  - － 生物多様性情報
  - － 保護区管理
  - － 環境教育

### 相手国側投入

- ・必要な資機材
- ・カウンターパート本邦研修
- ・ローカルコーディネーター
- ・プロジェクトダイレクター:生態・持続的開発庁長官
- ・プロジェクトコーディネーター:生態・環境総局長
- ・カウンターパート:自然保護区部、生態多様性部、環境教育課の職員
- ・設備:必要な土地、設備、建物、機材、道具、車両、備品、その他必要な資材
- ・その他:事務員及び維持管理に必要な費用
- ・カウンターパートがプロジェクト活動に継続して従事する。
- ・生態省によってプロジェクト活動に必要な予算を確保する。
- ・研修を受けた職員が業務を継続する。
- ・開発された技術が意思決定者に受入れられる。

## 外部条件

## 実施体制

- (1)現地実施体制 ミシオネス州生態、再生可能天然資源観光省職員
- (2)国内支援体制 -

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - 2004年～2007年「イクアス地域自然環境保全プロジェクト」
  - 2005年～2009年 第三国研修「レンジャー育成コース」
- (2)他ドナー等の援助活動
  - 2007年～スペイン国際協力事業団(AECI)のアラウカリアプロジェクト



## 技術協力プロジェクト

2015年11月05日現在

在外事務所 : アルゼンチン事務所

## 案件概要表

|           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| 案件名       | (和)レンジャー育成コースプロジェクト<br>(英) Rangers Training    |
| 対象国名      | アルゼンチン                                         |
| 分野課題1     | 自然環境保全-生物多様性保全                                 |
| 分野課題2     | 教育-職業訓練-産業技術教育                                 |
| 分野課題3     | 平和構築-治安回復                                      |
| 分野分類      | 計画-行政-行政-環境問題                                  |
| プログラム名    | PPJA強化プログラム                                    |
| 援助重点課題    | その他                                            |
| 開発課題      | PPJA強化                                         |
| プロジェクトサイト | コルドバ州エンバルセ市                                    |
| 署名日(実施合意) | 2005年04月28日                                    |
| 協力期間      | 2005年09月01日 ~ 2009年11月30日                      |
| 相手国機関名    | (和)国立公園局                                       |
| 相手国機関名    | (英) Administracion de Parques Nacionales (APN) |

## プロジェクト概要

**背景** アルゼンチンは生物多様性に富んでおり、その天然資源の保全と、それらの合理的・持続的利用のため、基本方針が環境一般法に基づいて定められており、積極的に取り組んでいる。この目的を達成するため、当国中央及び州政府は、数多くの「保護区」を設定し、その運営管理のため、1968年にレンジャー育成センター(オルログ学院)を開校した。これまで約700名のレンジャーを育成した中南米諸国において唯一のレンジャー訓練センターであり、本学院では生物学的な見地だけでなく、地域住民との関わりが重視され、観光業、農牧業、林業に関連する地域社会経済の発展と両立した自然環境保全の従事者を育成している。中南米諸国では貴重な生態系、絶滅の危機にある野生生物を保護する従事者の認識、技術水準が低く、管理体制の強化が必要である。その意味で、レンジャー育成に携わっている長年の経験を有する本学院ではこれまで中南米国のレンジャーを受入、高く評価されており、これに加えて我が国の最新の認識及び技術を周辺国に普及し、中南米地域における自然環境保護区の保全に係る技術水準の向上を図る目的として、我国に第三国研修の実施に係る協力を要請された。

**上位目標** 中南米諸国の自然保護区の保全と利用が回復される。

**プロジェクト目標** 中南米地域における自然保護区の運営管理に関連する機関のレンジャーの水準向上を図る。

**成果** ・研修参加者は、自然保護区の保全と利用手法に必要な知識・技術を習得する。・中南米地域における保護区のレンジャー間のネットワークを構築する。

**活動** \* 自然保護区に係る授業: 生物多様性条約、保護区の法制度、国家戦略、管理計画、管理区分、国際的な呼称、最新の概念等に関する理論 \* レンジャーについての授業: 役割、資機材、倫理法等に関する理論 \* 企画と活動に係る授業: 区域の保護(ハトール、報告書作成等)、管理方法の評価手法分析、生物及び文化資源の探索とモニタリング手法の理論と実習 \* 住民との連携に係る授業: 環境教育、自然の解析手法、標識作成、紛争の解明と仲裁、参加型管理法、共同管理法の理論と実習

## 投入

|        |                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本側投入  | 研修実施経費の負担 在外講師派遣:2名 指導科目:「保護区の利用」及び「地域住民との関係:紛争の解明」研修に必要な機材供与                        |
| 相手国側投入 | 研修実施経費の負担 研修に必要な施設提供                                                                 |
| 外部条件   | ・実施機関において、研修実施に必要な予算・人員が確保されること。・研修参加国の環境政策が持続されること。・研修員は修得した技術を他の職員、地域住民へと伝播していくこと。 |

## 実施体制

(1)現地実施体制          国立公園局

## 関連する援助活動

(1)我が国の          PROTECO「イグアス地域の自然環境保全計画」  
援助活動



## 技術協力プロジェクト

2011年08月03日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) 気候変動への適応能力強化プロジェクト<br>(英) Project of Enhancement for Adaptation to the Impacts of Climate Change |
| 対象国名      | アルゼンチン                                                                                               |
| 分野課題1     | 環境管理-気候変動対策                                                                                          |
| 分野課題2     | 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術                                                                            |
| 分野課題3     | 貧困削減-貧困削減                                                                                            |
| 分野分類      | 計画・行政-行政-環境問題                                                                                        |
| プログラム名    | その他(地球温暖化・オゾン層破壊防止プログラム)                                                                             |
| プロジェクトサイト | ブエノスアイレス市                                                                                            |
| 署名日(実施合意) | 2007年11月02日                                                                                          |
| 協力期間      | 2008年06月21日 ~ 2008年12月21日                                                                            |
| 相手国機関名    | (和) 環境・持続的開発庁気候変動ユニット                                                                                |
| 相手国機関名    | (英) Unidad de Cambio Climatico, Secretaria de Ambiente y Desarrollo Sustentable                      |

## プロジェクト概要

**背景**

アルゼンチンは地理的・気候的に多様性を備えた広大な国であり、アンデス山系の氷河の後退、海面上昇による沿岸部の侵食、全国的な河川の氾濫・洪水の増加等気候変動に影響に対する脆弱性が非常に高い国の一つである。このような現状から国別報告書(第1次、第2次(ドラフト))において地域別、セクター別の脆弱性評価を行うとともに、IPCCにおいて気候変動の影響及び適応策の評価を行う「第2作業部会」の共同議長を務める等気候変動に対する適応策に対して積極的に取り組んでいる。

一方で、国別報告書における影響、脆弱性評価及び適応策の検討や「気候変動の影響・適応評価プログラム(AIACC)」の支援による地域別・セクター別(ノバンパにおける農業セクター等)の影響・脆弱性評価等の研究成果があがっているもののそれらを活用した気候変動の影響、脆弱性及び適応策に関する情報の普及・啓蒙が十分に行われておらず、三村(2006)において途上国の適応能力の支配要因の一つとして挙げられている「情報管理(影響と、適応に関する情報へのアクセス、その処理・解釈のための個人および集団的能力)」が十分に行われておらず、国、地方自治体及びコミュニティレベルの適応能力強化が十分に達成されていないという課題がある。

このような現状を鑑みアルゼンチン政府は2007年3月に気候変動の影響評価および評価の基づいた適応策の策定を行うに当たって最も基礎的かつ重要な情報である「将来の気候変動の予測」を行うモデルの精緻化等に必要な人材育成及び予測に基づいた気候変動の影響、脆弱性及び適応策に関する知識の普及・啓蒙を通じた国、地方自治体、コミュニティレベルの適応能力の強化を目的とする技術協力プロジェクトを要請してきた。

**上位目標** アルゼンチンの気候変動への適応能力が強化される。

**プロジェクト目標** 気候変動予測に関する新しい知識及び情報が蓄積される。

**成果**

① 海洋・大気研究センター(CIMA)の気候変動予測能力が強化される。  
② 環境・持続的開発庁気候変動部(DCC)の気候変動への適応プログラム形成及び気候変動の影響に関する普及・啓発能力が向上する。

【成果1】(主に本邦研修(研修期間は最低1ヶ月)における活動)

## 活動

- 1-1 日本の気候変動予測モデル(20kmメッシュの超高解像度全球大気モデル、以下「超高解像度モデル」)の特徴について学ぶ。
- 1-2 超高解像度モデルの予測結果の解析手法を学ぶ。
- 1-3 超高解像度モデルの予測結果に関する解析研究の初期段階を立ち上げる。
- 1-4 今後の適応研究への活用のため1-3の結果をとりまとめる。
- 1-5 アルゼンチンの実際の気象データと超高解像度モデルの再現結果を比較する。

※上記活動は本邦研修における活動

- 1-6 解析研究を通じて得られた結果をもとに、学術論文を学術誌に投稿する。

### 【成果2】

- 2-1 日本の適応策、適応プログラム及び普及・啓発を含めた適応事業の事例を学ぶ。
- 2-2 アルゼンチンの適応策、適応プログラムを改善・強化するためのアクションプランを作成する。

※上記の2点は本邦研修における活動

- 2-3 気候変動の影響評価を含めた適応策の促進のためのセミナーを企画し、準備を行う。

※上記活動はJICAアルゼンチン事務所と緊密に連携をとりつつアルゼンチン側が主体的に実施する。

- 2-4 ①関係省庁及び州政府、②影響評価を実施している研究機関、NGO、民間企業及び一般市民、③中南米諸国を対象としたセミナーを実施する。

## 投入

日本側投入 専門家派遣、本邦研修、在外事業強化費

相手国側投入 (1)研修員(カウンターパート)  
(2)プロジェクト経常経費(カウンターパート人件費、セミナー開催経費等)

外部条件 地球温暖化に対するアルゼンチン及び地域の上級機関における重要性の認識が維持される。

## 実施体制

- (1)現地実施体制 本プロジェクトはDCC局長をプロジェクトダイレクター、DCC気候変動ユニット長及びCIMA所長をプロジェクトマネージャーとしてプロジェクトを推進する。
- (2)国内支援体制
  - ・気候変動予測の本邦研修の研修先として気象庁気象研究所を予定している。
  - ・海洋研究開発機構(JAMSTEC)及び国立環境研究所等気候変動予測の関係機関からの支援も必要に応じて得ることとする。

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - 「CDM基盤整備プロジェクト」2006年～2007年
  - 「シンクCDM基盤整備プロジェクト」2006年～2008年
  - 「オゾン層観測強化プロジェクト」2004年～2007年
  - 集団研修「地球温暖化コース(筑波国際センター)」
  - 集団研修「気候変動への適応能力強化コース(筑波国際センター、2008年度より実施予定)」
  - 集団研修「京都メカニズムプロジェクト担当者養成(中部国際センター)」
- (2)他ドナー等の援助活動
  - 世界銀行-GEF:  
アンデス山麓クジョ地域(メンドーサ州及びサンフアン州)の水資源分野の脆弱性評価及び適応計画策定
  - 気候変動の影響・適応評価プログラム(AIACC):  
地域別・セクター別(パンパにおける農業セクター等)の影響・脆弱性評価
  - UNDP-GEF:  
第三次国別報告書作成支援



## 技術協力プロジェクト

2013年06月13日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

|           |                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) 固形廃棄物減量化計画プロジェクト<br>(英) Urban Solid Waste Reduction Project                              |
| 対象国名      | アルゼンチン                                                                                       |
| 分野課題1     | 環境管理-廃棄物管理                                                                                   |
| 分野課題2     |                                                                                              |
| 分野課題3     |                                                                                              |
| 分野分類      | 計画・行政-行政-環境問題                                                                                |
| プログラム名    | 環境管理・廃棄物対策プログラム                                                                              |
| 援助重点課題    | 環境保全                                                                                         |
| 開発課題      | 環境保全                                                                                         |
| プロジェクトサイト | ラプラタ市(州都)                                                                                    |
| 署名日(実施合意) | 2008年04月01日                                                                                  |
| 協力期間      | 2008年6月01日 ~ 2010年3月31日                                                                      |
| 相手国機関名    | (和) ブエノスアイレス州総務庁開発協力部                                                                        |
| 相手国機関名    | (英) Oficina provincial de Cooperacion para el Desarrollo, Sec General de Gobernacion, Bs.As. |

## プロジェクト概要

## 背景

アルゼンチン国(以下、「ア」国)では、2000年以降、積極的な工業化政策、都市化政策を押し進め、隣国に比すると急激に成長している。一方で、国民の生活様式の多様化等により、廃棄物の量も年々増加し、処理コストの増大や埋め立て処分場の確保等の問題が生じている。「ア」国における一般廃棄物の収集率(約90%)は比較的高いが、衛生埋立による最終処分を実施している都市は人口百万人以上の大都市と極僅かな中規模都市のみであり、約60%の都市では、オープンダンプ方式である。同方式による一般廃棄物の最終処分は、地下水汚染や土壌汚染を伴うほか、ガスの発生や自然発火・野焼きによる有害物質の発生を伴い、環境面及び健康面での大きな被害を出しており、全国レベルのより深刻な環境問題として位置付けられている。

このため、環境・持続的開発庁は、2005年この深刻な問題の段階的解決を目指し、廃棄物の減量化・リサイクルと適正な最終処分の促進を目指した「都市固形廃棄物総合管理国家戦略(2005~2025)」を打ち出し、これを実現するため、これを実現するため、世界銀行の「全国都市固形廃棄物管理プロジェクト」(約40百万ドル)による融資を獲得した。

「ア」国の首都ブエノスアイレス市(以下、ブ市)と周辺数市を含むブエノスアイレス首都圏は、「ア」国の全人口(約3,700万人)の38%(約1,300万人)を占める地域である。同地域においても経済発展に伴う廃棄物量の増加が廃棄物管理事業を複雑化し、適切な廃棄物管理が実施されないことによる、ゴミの散乱や土壌・水質汚染が起こっている。そのため、ブ市と他34市の都市生活廃棄物の処分をブエノスアイレス州(以下、ブ州)とブ市が出資して設立した公社(CEAMSE)が同地域において廃棄物管理事業を実施している。他方、その他の市においては、組織・行政能力が不足しているため問題を解決できていない。このような状況から、ブ州は、環境・持続的開発庁が策定した国家戦略に即し、且つ世界銀行のプロジェクトに適合した適切な廃棄物管理を実現させるためにはリサイクルや減量化の促進のための基本計画作成、行政・組織能力強化、及び普及・啓発の能力向上が必要であると、我が国に本技術協力プロジェクトを要請した。

これらの要請を受け、JICAは2007年8月に事前調査を実施し、プロジェクト計画に係るM/MIC署名を了した。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上位目標              | ブエノスアイレス州全市において、廃棄物減量化計画が策定される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| プロジェクト目標          | サラテ市、カンパーナ市におけるパイロットプロジェクト実施を通して、ブエノスアイレス州環境政策庁の廃棄物減量化計画推進能力が向上する。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 成果                | 1. サラテ市、カンパーナ市において、各市の減量化計画、及び共通廃棄物減量化計画が策定される。<br>2. ブエノスアイレス州環境政策庁が、廃棄物減量化計画推進のための手法を獲得する。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 活動                | 1-1 サラテ市、カンパーナ市のベースライン調査を実施する。<br>1-2 サラテ市、カンパーナ市におけるOJTを通じた技術・知識の獲得<br>1-3 本邦研修に参加し、3Rの基礎知識・技術を獲得する。<br>1-4 サラテ市、カンパーナ市それぞれの廃棄物減量化基本計画(案)及び共通廃棄物減量化計画(案)を作成する。<br>1-5 廃棄物減量化計画を普及するためのセミナー、ワークショップを開催する<br>1-6 廃棄物減量化計画に沿った実際の活動を試験的に実施する(パイロットプロジェクト)<br>1-7 パイロットプロジェクトの結果を定期的に評価し、廃棄物減量化計画を精緻化する。<br>2-1 廃棄物減量化計画のひな形が作成される<br>2-2 廃棄物減量化計画の推進マニュアルが作成される |
| 投入                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 日本側投入             | (1)専門家派遣<br>チーフアドバイザー:廃棄物減量化<br>(2)研修<br>本邦研修を実施予定(目安として2次に分け、3人+3人の計6人受け入れ。各2週間程度滞在)<br>(3)必要に応じた現地活動費用(専門家の移動費用、通訳備上、その他専門家活動に係る経費)                                                                                                                                                                                                                         |
| 相手国側投入            | (1)技術スタッフ(専門家チームのC/P)、コーディネーターの配置<br>(2)必要な設備を備えた執務室<br>(3)必要に応じた現地活動費用(パイロットプロジェクトサイトにおける公用車配車、セミナー・ワークショップ開催費用、等)                                                                                                                                                                                                                                           |
| 実施体制              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (1)現地実施体制         | AMUAMを中心としたプロジェクト実施委員会、プロジェクト実施ユニットを設置する。<br>実際のC/Pは対象各24市からの担当者                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (2)国内支援体制         | 特に無し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 関連する援助活動          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (1)我が国の<br>援助活動   | 特になし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | 世界銀行/全国都市固形廃棄物管理プロジェクト(2007年～2012年)が実施中。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |